

合成樹脂の製造若しくは加工又は天然樹脂の加工の用に供する反応施設及び熱処理施設における三重県生活環境の保全に関する条例上の取扱い等についてQ & A集

問1 合成樹脂の製造若しくは加工又は天然樹脂の加工の用に供する反応施設及び熱処理施設（以下、「合成樹脂の熱処理施設」という。）近傍のばい煙濃度測定は、具体的にどのように測定するのか。

答1

合成樹脂の熱処理施設近傍の測定は、排ガス処理施設や局所排気装置等を必要としない施設を想定しています。

試料の採取は、合成樹脂の熱処理施設から概ね1 m以内の範囲、かつ、高さ概ね2 m以下の位置で行い、採取時期は、施設一工程の平均のばい煙濃度を適切に代表する期間としてください。測定方法は、別表のとおりです。

なお、検知管法による測定では、測定濃度に応じた検知管の使用と必要採取量の確認が必要です。また、温度補正や濃度単位の変換を行うことも必要です。

【別表】（三重県生活環境の保全に関する条例施行規則別表第9備考1）

測定項目	測定方法
アセトアルデヒド	検知管法又はガスクロマトグラフ法
ホルムアルデヒド	検知管法、ガスクロマトグラフ法又はAHMT法
一酸化炭素	赤外吸収法、ガスクロマトグラフ法又は検知管法
スチレン	ガスクロマトグラフ法
フタル酸ビス（2-エチルヘキシル）	ガスクロマトグラフ法

問2 自らばい煙測定をしてもよいか。

答2

自ら測定することも可能です。自ら測定をする場合は、測定結果、測定した施設名、測定日時、測定者氏名、測定位置、測定時の合成樹脂の種類、加熱温度に加えて、使用した検知管や測定機器、作業写真の記録・保存をしてください。

問3 メーカーによる保証書等で、ばい煙に係る指定施設に該当しないと判断してよいか。

答3

メーカー側で、客観的に証明できる測定結果（測定した施設名、測定日時、測定者氏名、測定方法、測定位置、測定時の合成樹脂の種類、加熱温度を含む。）があれば、ばい煙に係る指定施設に該当しないかどうか判断することは可能です。

問4 類似施設が複数ある場合は、代表的な施設の測定でよいか。

答4

射出、熱処理、発生ガス放出等の基本構造（製品の型式、モデル、シリーズと呼ばれるもの）が同じで、寸法だけが異なる施設を複数設置する場合は、処理能力が最も大きい施設の測定結果で判断してください。ただし、取扱う合成樹脂と加熱温度の条件が同じであることが前提です。同じ型式かどうか不明の場合は、必ずメーカーに確認してください。

問5 複数の合成樹脂を混合して使用している施設で、ばい煙に係る指定施設に該当しないことを確認しています。合成樹脂の割合を変更する場合は、測定が必要ですか。

答5

混合割合が最も高い合成樹脂に変更が生じる場合は、測定を行ってください。

問6 ばい煙指定施設に該当しない施設（以下、「届出不要施設」という。）において、①加熱温度を変更する場合、②合成樹脂の種類を変更する場合は、測定が必要ですか。

答6

- ① 加熱温度を上昇させる場合は、測定が必要です。
- ② ばい煙に係る指定施設に該当しないとする要件を満たしているか確認するため、測定が必要です。

問7 ベンゼン環を持たない化合物は具体的にどのようなものですか。

答7

ポリエチレン、ポリプロピレン、ポリ塩化ビニル、ポリアセタール、ポリアミド等です。

問8 合成樹脂の変更又は熱処理温度の上昇等で、ばい煙に係る指定施設に該当することになりました。この場合、設置届の提出が必要ですか。

答8

ばい煙に係る指定施設に該当することとなる理由書や測定結果を添付して、ばい煙に係る指定施設に該当することとなる60日前までに設置届を提出してください。

問9 既に届出をしている施設で測定を行ったところ、届出を必要としない測定結果でした。この場合、廃止届出を提出できますか。

答9

廃止届出を提出することができます。参考資料として、測定結果（測定した施設名、測定日時、測定者氏名、測定方法、測定位置、測定時の合成樹脂の種類、加熱温度を含む。）の提出をお願いします。

なお、測定結果は、施設を廃棄するまで保管してください。

問10 過去に測定を行い届出不要施設と判断した施設で、合成樹脂の種類を変更したものの、ばい煙測定を行っていません。この場合、無届出施設に該当しますか。

答10

合成樹脂の種類変更をした時の測定結果を保有していないので、無届出施設として取り扱います。すみやかに設置届を提出してください。

問11 合成樹脂の熱処理施設を建物内で移動する予定ですが、これに伴って、ダクトの位置も変更します。変更届出は必要ですか。

答11

排ガスの排出速度、排出口の高さや位置に変更が生じないのであれば、変更届出は不要です。

問12 合成樹脂の熱処理施設を建物内の移動のため、変更の届出は行いませんでした。変更後の配置図面は必要ですか。

答12

立入検査時に、施設の確認を行う場合がありますので、設置場所変更後の配置図作成にご協力をお願いします。